平成２１年（フ）第５６４３号
大阪府東大阪市吉田４丁目２番22―506号
債務者　河村　美智
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６７４号
大阪市東淀川区東中島１丁目12番30―1002号、住民票上の住所大阪府豊中市浜１丁目23番30号
債務者　濱田　　稜
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４８号
堺市中区宮園町２番８―354号
債務者　阿部　みき
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
堺市東区野尻町401番地１
債務者　浅田　龍男
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４６８号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟929号室
債務者　川西　**徳**男
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６８４号
堺市東区日置荘西町６丁23番13号
債務者　水野　　聡
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６９１号
堺市南区岩室203番地19
債務者　後藤美由紀（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７０９号
堺市西区下田町17番25号　ツクノハイツＢ―101
債務者　今川まり子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７８９号
堺市東区南野田141番地１　ハイネス北野田105号
債務者　弓田ひろ子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８２２号
堺市堺区香ヶ丘町３丁６番13号
債務者　永田　政江
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８４８号
堺市北区常磐町３丁27番地５　ブルーム北花田303号、前住所大阪市住吉区杉本１丁目10番９号　シティコートトモエ601号
債務者　本田　匡宏
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８５０号
大阪府富田林市若松町西１丁目1867番地２―301
債務者　腹いっぱい亭こと　高橋三枝子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８５４号
大阪府河内長野市向野町119番地の４
債務者　中村美由紀
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８６６号
大阪府河内長野市市町496番地の３
債務者　向井美惠子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８８５号
大阪府富田林市久野喜台１丁目８番604―104号、前住所大阪府富田林市藤沢台２丁目２番318号
債務者　向井紀代子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８９１号
大阪府松原市河合３丁目６番19号
債務者　北口　待子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８９４号
堺市南区若松台２丁３番13―307号
債務者　岩尾　康利
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係